

京丹後市安全で安心なまちづくり条例（案）

平成21年 月 日

条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、市民の生活安全に関する意識の高揚を図ることにより、犯罪と暴力のない安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪により被害を受けた者、その遺族等（以下「犯罪被害者等」という。）に対する支援を行うために必要な事項を定めることにより、安全で市民が安心して生活できるまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「安全で安心なまちづくり」とは、地域社会における市民、事業者及びボランティア団体（以下「市民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動の推進並びに犯罪の防止に配慮した環境の整備を、市及び市民等の連携及び協力の下に行うことをいう。

（市の役割）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- （1） 生活安全意識の高揚を図るための啓発に関すること。
- （2） 生活安全に寄与する市民の自主的な防犯活動の支援に関すること。
- （3） 安全で安心なまちづくりに向けての環境整備に関すること。
- （4） 安全で安心なまちづくりに向けての関係機関との連携に関すること。
- （5） その他この条例の目的を達成するために必要な施策に関すること。

（市民の役割）

第4条 市民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に必要な措置を講ずるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、その事業活動に関し、地域の安全活動の推進に必要な措置を講ずるとともに、第3条の規定による市が実施する施策に協力するものとする。

（通学路等における安全の確保）

第6条 子どもの通学、通園等の用に供されている道路、子どもが日常的に利用している公園、広場等及び学校その他子どもの教育、学習、保育等の用に供される施設（以下「通学路等」という。）の管理者、子どもの保護者、地域住民並びに市を管轄する警察署長は、連携して通学路等における子どもを犯罪から守るための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（施設等における防犯性の向上）

第7条 道路、公園、駐車場等の日常生活に関連する施設等を設置し、又は管理する者は、その施設等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（推進組織等）

第8条 市長は、市民の生活安全対策を効果的に推進するための組織等を置くことができる。

（犯罪被害者等に対する支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が平穏な生活を確保することができるよう、犯罪被害者等に対する必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援に関し、市民の理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年 月 日から施行する。